

(第1条関係)寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の実施に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<u>寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の実施に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u>(昭和26年寒川町条例第21号。以下「条例」という。) <u>第6条</u>の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (休職期間の更新) 第2条 条例第3条第1項に規定する休職期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 (休職期間の通算) 第3条 休職処分に付された職員が条例第3条第2項の規定により復職し、再び同一疾患により休職処分に付された場合、その者の休職期間は、復職前の休職期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後6月を経過したときは、この限りではない。 (加える) ～略～	<u>寒川町職員の分限に関する条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>寒川町職員の分限に関する条例</u>(昭和26年寒川町条例第21号。以下「条例」という。) <u>第9条</u>の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (休職期間の更新) 第2条 条例第6条第1項に規定する休職期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 (休職期間の通算) 第3条 休職処分に付された職員が条例第6条第2項の規定により復職し、再び同一疾患により休職処分に付された場合、その者の休職期間は、復職前の休職期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後6月を経過したときは、この限りではない。 (その他) 第4条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。</u> ～略～

(第2条関係)寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ (<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り) 第3条 (略) ～略～ (年次休暇の日数)	～略～ (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り) 第3条 (略) ～略～ (年次休暇の日数)

第12条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する短時間勤務職員を言う。以下同じ。）

及び育児短時間勤務職員等）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（短時間勤務職員（条例第2条第2項第1号の規定により採用された職員を除く。）及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項第1号若しくは第2号又は育児休業条例第17条の規定により読み替えられた条例第2条第1項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、労基法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の

第12条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）、任期付短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等）のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項若しくは第3項又は育児休業条例第17条の規定により読み替えられた条例第2条第1項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、労基法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり定年前再任用短時間勤務職員としての

採用後の

勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第12条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、その職員の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(短時間勤務職員にあつては

____、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が町長の承認を得て別に定める日数)とする。

第12条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得

勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第12条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、その職員の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(その職員が、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が町長の承認を得て別に定める日数)とする。

第12条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得

た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

(1) 短時間勤務職員及び

育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう、次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 短時間勤務職員及び

育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) (略)

た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び

育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう、次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 定年前再任用短時間勤務職員、

任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) (略)

～ 略 ～

(第3条関係)寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
目 次	目 次
(略)	(略)
<u>第6章</u> <u>補則(第27条—第30条)</u>	<u>第6章</u> <u>降号(第26条の3)</u>
～略～	<u>第7章</u> <u>補則(第27条—第30条)</u>
(加える)	～略～
	<u>第6章</u> <u>降号</u>
	<u>(降号)</u>
	<u>第26条の3</u> <u>職員を降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。</u>
<u>第6章</u> 補則	<u>第7章</u> 補則
～略～	～略～

(第4条関係)寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (支給単位期間) 第11条 (略) 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が、前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定	～略～ (支給単位期間) 第11条 (略) 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が、前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定

にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること (2)～(5) (略) ～略～	にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 法第28条の6の規定による退職その他の離職をすること。 (2)～(5) (略) ～略～
--	---

(第5条関係)寒川町職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (支給額) 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の別表に掲げる職の区分に応じ、同表の管理職手当の欄に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあっては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。次項において「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の職の区分に応	～略～ (支給額) 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員 _____ _____ _____に支給する管理職手当の額は、当該職員の別表に掲げる職の区分に応じ、同表の管理職手当の欄に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)) _____ _____にあっては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。次項において「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数 _____を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 (削る)

じ、町長が定める額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項第1号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

～略～

～略～

(第6条関係)寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第3条 条例第17条第1項後段に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) その退職の後、基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあっては法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの ア・イ (略) (3) (略)	第3条 条例第17条第1項後段に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) その退職の後、基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあっては法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの ア・イ (略) (3) (略)
～略～ (勤勉手当の成績率)	～略～ (勤勉手当の成績率)
第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の190 (2) 再任用職員	第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の190 (2) 定年前再任用短時間勤務職員

100分の90 ～略～	100分の90 ～略～
----------------	----------------

(第7条関係)寒川町職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関し減ずる時間を定める規則新旧対照表

現行	改正案
寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第14条に規定する規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第5条に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び同法第18条第1項の規定による短時間勤務をしている職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第10条第1項に規定する職員及び同法第18条第1項に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間(その時間に1分未満の端数があるとき	寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第14条に規定する規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第5条に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び同法第18条第1項の規定による短時間勤務をしている職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第10条第1項に規定する職員及び同法第18条第1項に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間(その時間に1分未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てて得た時間))を
乗じて得た時間とする。
～略～

は、その端数を切り捨てて得た時間))を
乗じて得た時間とする。
～略～

(第8条関係)寒川町短時間勤務職員等の給料の端数計算に関する規則新旧対照表

現行	改正案
次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第5条の2 _____ (加える) (2) 地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)第16条の規定(_____第18条の規定により準用する場合を含む。)により読み替えられた給与条例第5条第2項、第4項、第6項又は第11項 _____ ～略～	次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 _____ _____ 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号。以下「給与条例」という。)第5条第12項 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員 給与条例第5条の2 (3) 育児休業法 _____第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)第16条の規定(同条例第18条の規定により準用する場合を含む。)により読み替えられた給与条例第5条第2項、第4項又は第6項 _____ ～略～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</u> <u>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。</u> <u>(寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</u> <u>3 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定を適用する。</u> <u>(寒川町短時間勤務職員等の給料の端数計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</u> <u>4 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町</u>

短時間勤務職員等の給料の端数計算に
関する規則の規定を適用する。